1．埼玉県　国保運営方針（第3期）について　　令和６年度～令和１１年度

資料３

埼玉県マスコット
「コバトン」

3年ごとに見直し

保険税水準の統一について

1.　統一の進め方

① 令和８年度までに法定外一般会計繰入金等を解消する
② 令和９年度から収納率格差以外の項目を統一することができるよう、課題解決に取り組む
③ 令和１２年度の完全統一を目指す

保険税の賦課に係る項目の取扱い

①賦課方式は所得割・均等割による　２方式
②県全体の応能・応益割の割合は　約５３：４７
③賦課限度額は、政令同額で統一

①（令和7年4月1日現在　賦課方式）

4方式	8市町村（6市）	13%
2方式	55市町村	87%

②（令和7年度　課税限度額　合算）

法定（109万）	29市町村（9市）	46%
106万円	34市町村	54%

2.　賦課限度額

早期に賦課年度の法定限度額となることを目指す

保険税収納率の向上について

① 令和８年度までに全ての市町村で口座振替を原則化
② 規模別収納率目標（現年度分）の設定（直近３年度平均）

③ 目標

○ 全ての市町村で口座振替を原則化します。

○ 規模別収納率目標（現年度分）※1

被保険者数３千人未満の保険者	９７．６９%以上
被保険者数３千人以上１万人未満の保険者	９６．６３%以上
被保険者数１万人以上５万人未満の保険者 ※2	９６．１１%以上 ➡県平均以上
被保険者数１万人以上５万人未満の保険者 ※3	９３．８５%以上 ➡県平均以下
被保険者数５万人以上の保険者	９３．７２%以上

①（令和7年度　口座原則化　実施（予定）状況）

33市町村　52%

➡蕨市は
Ｒ５～原則化開始
（１年前倒し）

② 市標準保険税率には直近３年度実績を使用

蕨市　収納率（還付未済を除く）

蕨市R4	蕨市R5	蕨市R6
91.37%	92.78%	92.86%
	過去3年平均	92.34%

2.県運営方針（第３期）を踏まえた　蕨市 税率見直しの方向性について

被保険者の“急激な負担増”をさけるため
段階的な改正へ

2方式への段階的移行

	R4改正	R6改正	R8改正	R9～
資産割	20%	10%	資産割額　約4千万円を 2,800円/人　所得割に上乗せ なし	保険税水準の統一へ
	10%ずつ、ゆるやかに減少			
平等割	6,000円	3,000円	3,000円/世帯　→　2,180円/人 2人世帯で+1,360円の増 なし	
	3,000円ずつ、ゆるやかに減少			
応能割・応益割	60：40	56：44	53：47	
	応益割　+5%（R4）→+4%（R6）→+3%（R8） ゆるやかに応益割の増へ			

3.　令和８年度１人あたり必要調定額と現行調定額の比較について

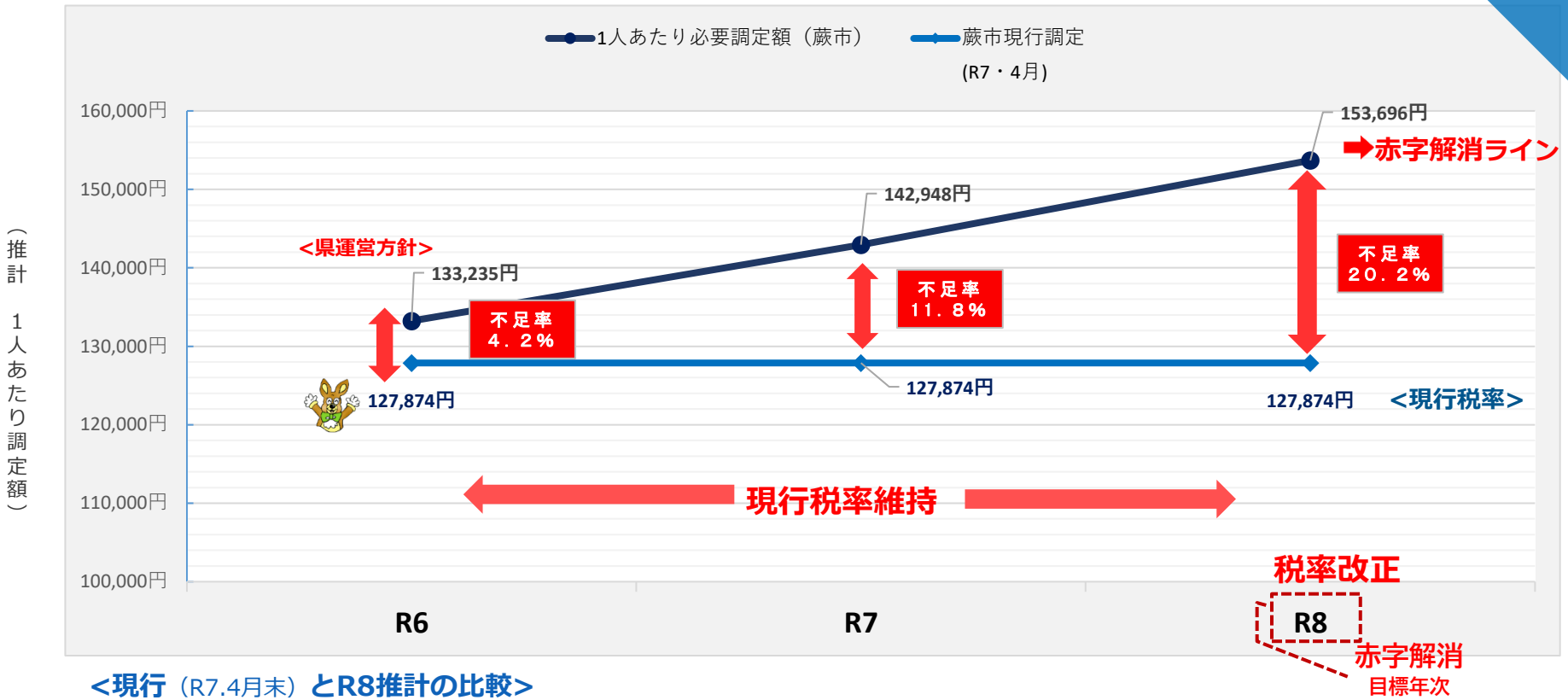

<現行（R7.4月末）とR8推計の比較>

	R6	R７	R８推計
1人あたり必要保険税額	123,615円	131,955円	142,723円
伸び率	4.93	6.75	8.16
基準収納率	92.78%	92.31%	92.86%
	⇓	⇓	⇓
1人あたり必要調定額	**133,235円**	**142,948円**	**153,696円**
Ｒ６（Ｒ7.4月末実績）	127,874円	1	
不足率（現行比較）	**4.2%**	**11.8%**	**20.2%**

	改定率	1人あたり調定額	不足率
Ｒ8市標準税率	20.2%	153,696円	0.00%

赤字解消
達成可能ライン

<市標準税率で赤字発生の要因>

・納付金推計のずれ

・収納率低下　・被保険者数推計のずれ

・軽減分の多大な持出し